

1 新型コロナウイルス感染症対策

1 地方税減収等への対応（減収補填措置の継続）

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

新型コロナウイルス感染症の影響により、景気変動に伴う通常の増減収を超え大幅な減収が生じる見込みの地方消費税等について、令和2年度限りの措置として減収補填措置が講じられたが、今後も新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による経済の下振れリスクやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少が懸念されるため、国においては、地方の行財政運営に支障が生じないように、引き続き地方税の減収等に対して確実に減収補填措置を講じること。

◆現状・課題

地方財政法の改正により、減収補填債の対象税目に地方消費税等7税目が追加されたが、これは令和2年度限りの措置である。また、減収補填債の対象外となる税目や使用料・手数料の減収は、特別減収対策債の発行が可能とされたが、これは令和3年度までの措置である。

令和3年度の地方財政計画には、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税等の大幅な減収が見込まれているが、想定以上の税収減が生じた場合には、確実な減収補填措置が必要である。

◆実現による効果

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により想定以上の減収が生じた場合、確実に補填措置が講じられることで、地方財政の安定的な運営が図られる。

(神奈川県担当課：総務局財政課)

2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

【提案内容】

提出先 内閣府

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（地方単独事業分）は、地域の実情に応じた事業を地方公共団体の判断により実施できるよう、今後の感染状況を踏まえ、予備費の活用も含め、必要に応じて機動的に措置するなど、引き続き、全ての地方自治体が必要とする額を確保すること。

また、交付金の算定にあたっては、市町村の財政力に関わらず、地域の実情に即した必要な額を措置すること。

◆現状・課題

新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない中、引き続き、地域の実情に応じたコロナ対応に係る事業の実施が必要である。

◆実現による効果

臨時交付金の措置により、地域の実情に応じた事業の実施が可能となる。

(神奈川県担当課：政策局地域政策課)

- (2) 今後、**営業時間短縮等の要請に伴う協力金については、地方公共団体が、臨時交付金（地方単独事業分）を他の中小企業の感染症対策や経済の回復に向けた支援等での財源として活用できるよう、臨時交付金の地方単独事業とは別に、全額国費で負担すること。**

◆現状・課題

営業時間短縮等の要請に伴う協力金については、本来、地域の実情に応じた事業の財源に充てるべき臨時交付金（地方単独事業分）を充てなければならない制度設計になっている。

◆実現による効果

協力金について、臨時交付金の地方単独事業とは別に全額国費負担とすることで、他の中小企業の感染症対策や経済の回復に向けた支援等の財源などに活用できる。

(神奈川県担当課：政策局地域政策課)

3 医療

【提案内容】

提出先 厚生労働省、文部科学省

- (1) **新型コロナウイルスワクチン接種について、すべての市町村が7月中に高齢者接種を完了し、希望する住民への接種を速やかに進められるよう、接種に関わる人材の確保に向けた対策や財政措置を拡充すること。**
また、ワクチン接種にかかる県による市町村への支援策に対しても**財政措置を講じることや、通勤・通学先での接種などの柔軟な制度設計、迅速な情報提供及び適切な広報の推進など、自治体の取組を総合的に支援すること。**

◆現状・課題

7月末までの高齢者接種完了に向けて、市町村から医療従事者や事務補助者などの人員確保が困難との声が多くあがっていることから、国が主導して医療人材等の確保対策を進めるとともに、接種単価の増額などの十分な財政措置を行う必要がある。

また、接種を迅速に進めるため、県が市町村に対して行う財政支援や補助についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の対象とするなど、財政措置の拡充が求められる。

さらに、こうした財政的支援の拡充に加え、通勤・通学先での接種などの柔軟な制度設計や、ワクチン配送時期、消費期限などに関する早期の情報提供、国民の不安を軽減するための適切な広報の推進など、円滑なワクチン接種に向けた総合的な支援が必要である。

◆実現による効果

高齢者をはじめ、希望するすべての住民へのワクチン接種が迅速かつ円滑に進められる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

- (2) **地域の医師会等と連携した自宅療養者に対する健康観察やフォローアップ業務**について、今後も**持続可能な仕組み**として運営できるよう「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」の当面の維持や診療報酬等の拡充、訪問看護やオンラインによる療養指導等を新たに訪問看護療養費の対象とするなどの**財政措置**を講じること。

◆**現状・課題**

本県でも令和2年12月から令和3年1月にかけての感染拡大時には、1日あたり5,000人を超える自宅療養者が生じるなど、感染の急増期には多数の自宅療養者の発生が見込まれる。

こうした自宅療養者に対して医学的知見に基づいた対応を行うため、地域の医師会等に健康観察やフォローアップ業務を委託することは、国により積極的に推奨され、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象となっているが、対応する医師や看護師への手当等について、臨時的な対応ではなく、診療報酬制度にしっかりと位置づけるなど、恒久化を見据えた持続可能な制度として構築していく必要がある。

◆**実現による効果**

新型コロナウイルス感染症の自宅療養を地域の医療提供体制に位置付けるための体制を整備し、地域の医療システムとして自走化を図ることは、超高齢社会においても有用な手法であることから、将来的な活用も期待できる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

- (3) 感染力が強いとされる変異株が猛威を振るう中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止には、**全国かつ戦略的なPCR検査の実施等の対策が大変重要**であるため、**自治体の負担が無く、効果的・効率的に検査等が実施できるよう財政措置**を講じること。

◆**現状・課題**

変異株に関して、国から、令和3年5月に、①N501Y変異以外の他の懸念される変異株のスクリーニングが必要になった場合に、迅速に対応できるよう自治体等で40%程度の検体を早期に収集できる体制を維持すること、②国立感染症研究所から自治体への全ゲノム解析の技術移転と、自治体による全ゲノム解析を推進することとされ、全ゲノム解析が地域に偏りが無いよう全国的に5~10%程度実施することが示されている。

変異株のスクリーニングや、高齢・障害福祉施設従事者等への定期的なPCR検査の実施等、国が方針を示したうえで全国的に実施する事業に関しては、地方自治体の負担が生じないよう、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象事業に含めるなど、国において財源措置を講じてもらう必要がある。

◆**実現による効果**

感染の再拡大の回避やクラスターの早期の防止が可能となる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

- (4) 今後、**変異株による新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑えるため、変異株の迅速な特定や、民間検査機関も含めた検査体制拡充のための明確な方針を示す**など、**変異株への監視体制を強化**すること。

◆現状・課題

新型コロナウイルスについては、相次いで変異株が確認されており、市中感染が広がること
が懸念されるが、今後、変異株による新型コロナウイルス感染症の拡大を抑えるためには、そ
の迅速な特定や、検査体制を拡充する必要がある。

そのためには、変異ウイルスに係る迅速な検出技術の開発の支援（開発した試薬のプロトコ
ル化の支援、迅速な行政検査適用と保険適用等）や、臨時検査所の大幅な増設などの検査体制
拡充に関する明確な方針を国において示すことが必要である。

また、保健所職員の業務負担軽減や検査の迅速化のためには、保健所が陽性者の同居家族
を、濃厚接触者として認定した際に、自宅において自分で唾液を採取する検査手法を推進する
必要がある。しかしながら、厚生労働省は、自宅での本人による唾液採取では本人確認できな
いことを理由に、行政検査として認めていない。こうした課題を解決するためには、保険証の
提出や別の家族の署名等の簡易な本人確認方法を国が示し、早急に行政検査として位置付ける
必要がある。

◆実現による効果

国において、変異ウイルスに係る迅速な検出技術の開発の支援（開発した試薬のプロトコ
ル化の支援、迅速な行政検査適用と保険適用等）を行うことで、変異株の検査現場での迅速な特
定・検出が可能となる。

また、国が検査体制拡充の方針を示すとともに、保健所等が実施する自宅での自己採取によ
る検査を行政検査に位置付けることにより、保健所の業務負担の軽減や、検査の迅速化につな
がり、市中の感染リスクの低減に大きく寄与する。

(神奈川県担当課：政策局いのち・未来戦略本部室)

- (5) 新型コロナウイルス感染症のような大規模感染症流行下における医療
提供体制の確保のために、自治体が負担した費用については、**新型コロ
ナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とする**など、国において財
政措置を講じること。

また、**患者の移送費や入院医療費、行政検査費**など感染症法で自治体
が負担すべきとされている**費用**について、感染拡大による自治体の財政
負担が増加しているため、この支弁分についても**緊急的な財政支援策**を
講じること。

◆現状・課題

本県では、新型コロナウイルス感染症拡大時において、県内
の医療機関の負荷を軽減し、必要医療提供体制を確保するた
め、表記載の事業等を実施しているが、これらの事業は新型コ
ロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象経費となってい
ないことから、県の独自財源や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し
て実施している。

【神奈川県独自財源等で実施した主な事業】

・年末年始、GWの医療提供体制確保にかかる協力金
・後方支援病床確保にかかる協力金
・入院受入れ医療機関の設備整備補助（緊急包括対象外）
・入院受入れ医療機関の人材確保補助（緊急包括対象外）
・入院受入れ医療機関への協力金（緊急包括対象以前分含む）
・薬局従事者に対する慰労金
・高齢者等のインフルエンザ予防接種費用補助

また、患者の移送費や入院医療費、行政検査費などの自治体負担が生じる費用についても、
感染拡大により、想定を超える費用負担が生じており、自治体の財政負担が大きい。

◆実現による効果

自治体を実施する医療提供体制確保のための事業については、緊急包括支援交付金の対象とするなど、国による財政措置を明確にすることで、自治体がそれぞれの地域のニーズや実情に応じて、迅速かつ効果的に医療提供体制を確保することが可能となる。

また、感染拡大に伴う緊急的な措置として、行政検査等の自治体負担分についても、一時的に国による財政支援の対象とすることにより、自治体が財政的な不安を感じることなく、十分な対応を行うことができる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

- (6) **新型コロナウイルス感染症患者の受入れは行っていないものの、地域医療を守っているクリニック等の一般の医療機関に対しては、未だ支援が不十分であるとの声も多い。医療機関が経営上の問題から医療機能を縮小することにより引き起こされる、医療崩壊を回避するため、引き続き医療機関に対して国による財政的支援を行うこと。**

◆現状・課題

国が医療機関の経営支援対策として、新型コロナウイルス感染症病床に係る施設・設備整備費補助や病床確保料の引上げを行ったことで、新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れ病院は経営改善効果が見られた。また、新型コロナウイルス以外の患者の健康を守っているクリニック等の一般の医療機関に対しては、令和2年度第三次補正として感染拡大防止のさらなる支援(25万円+病床による加算)のほか、診療報酬の加算や福祉医療機構の無利子無担保融資の継続などの措置を行ってきた。しかし、日本医師会の調査によると、2020年4月から2021年1月までの10か月間の医業収入額の減の累計は、前年同月と比較した場合に、無床診療所で1施設当たり1,091万円との結果であり、「特にコロナ対応のない医療機関に対し、未だ支援が不十分」であるとの声も多い。

◆実現による効果

地域医療を推進する医療機関の経営が安定することにより、救急医療体制や超高齢化社会における地域包括ケアシステムの維持が可能となる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療課)

- (7) **情報通信機器等を用いた診療等（いわゆる「オンライン診療等」）については、新型コロナウイルス感染症が収束した後も、通院が困難な患者の医療アクセス向上などの利点が充分発揮されるよう、安全性・信頼性の確保に留意した上で、適用範囲を拡大しつつ、初診からのオンライン診療の実施を早期に恒久化すること。**

◆現状・課題

情報通信機器は、その技術の飛躍的な進展とともに、急速な普及が進んでいるが、オンライン診療等は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において、初診の患者は対面診療が原則とされていることなどにより、これまでその普及が妨げられてきた。

しかしながら、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大に際し、国の「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」等において、医療機関の受診が困難になったことに鑑み臨時的・特例的な取扱いとして、初診からオンライン診療で診断や処方することは差し支えないこととされており、この取扱いによって、一定程度オンライン診療を実施する医療機関が増加したことから、感染症への対応の

みならず、通常の医療においても効果を発揮している。

新型コロナウイルス感染症収束後も、効率的で質の高い地域の医療提供体制を実現していく上で医療を必要とする患者の、医療に対するアクセシビリティの確保や、患者の日常生活の情報を得ることなどによる医療の質のさらなる向上にも、オンライン診療を役立てていく必要がある。

そこで、オンライン診療等の適切な実施が推進されるよう、安全性・信頼性の確保にも留意した上で、初診からのオンライン診療の実施を早期に恒久化する必要がある。

◆実現による効果

オンライン診療等の恒久化によって、その普及が進めば、患者や医療従事者の院内感染のリスクの低減のみならず、対面診療を受けることが難しい患者の通院負担の軽減や、医師の働き方改革の面でも効果が期待できる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療課)

4 感染拡大防止対策

【提案内容】

提出先 内閣官房

感染防止対策と社会経済活動の両立を図るため、マスク飲食実施店認証制度により認証した店舗については、時短要請の対象から除外できるようにするとともに、マスク飲食の効果について国として科学的に示すこと。

◆現状・課題

本県では、各事業所や店舗等が業種別ガイドライン等に沿って取り組む具体的な感染防止対策を「見える化」し、利用者に一覧で示すことができる「感染防止対策取組書」の取組を進めており、飲食店については、全体の約8割を超える店舗が登録している。

加えて、国から提示のあった基本的な感染防止対策4項目とともに、「マスク飲食」に着目した9項目を認証基準とした「マスク飲食実施店認証制度」を新たに立ち上げ、認証した店舗への継続的な確認（改善）を行うことで、二重三重の感染リスクの低減を図っている。

認証した店舗については、十分な感染防止対策が講じられているため、時短要請の対象から除外することを検討しているが、国との事務レベルでの調整では、マスク飲食などの感染防止対策の効果の科学的根拠などが課題であり、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置下はもとより、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項による時短要請の対象から除外することも難しいと言われている。

◆実現による効果

新型コロナウイルスの感染リスクを下げるためには、基本的な感染防止対策を徹底した上で、飛沫を抑えることができるマスク飲食の実施が有効である。飲食店における感染防止対策の科学的根拠が明らかにされ、マスク飲食実施店として認証された店舗を時短要請の対象から除外することができれば、飲食店にとっては感染防止対策を徹底して行う動機づけになり、結果として持続可能な営業環境を維持することができる。

(神奈川県担当課：政策局総合政策課)

5 防災・減災

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省消防庁

- (1) 大規模災害が発生した際には、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の設置・運営を進めることが急務であり、感染症予防に必要な物資の備蓄や、避難先宿泊施設の借上費用など、市町村に多額の財政負担が恒常的に発生することから、必要な財源措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症対策の取組として自治体に通知した避難所における感染症対策の内容を国のガイドラインにしっかりと位置付けるとともに、感染症を意識した避難の行動や日頃の備えについての普及啓発を強化すること。

◆現状・課題

地震や風水害などの災害が発生した際に、市町村が行う避難所運営において、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すことが重要である。

本県では、特定非営利活動法人と防災協定を締結して、間仕切りシステムやハニカムベッドの提供・運搬体制を整備した。また、防災協定により市町村が、旅館やホテルを、避難所として確保できる仕組みを構築するなど市町村の避難所確保の取組を支援しているが、感染症予防に必要な物資の備蓄や、避難先宿泊施設の借上により、市町村に多額の財政負担が恒常的に発生する。

さらに、本県では、国通知等を踏まえて、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドラインを作成し、市町村が行う避難所運営を支援しているが、国ガイドラインは、平成28年作成以降、改定されておらず、新型コロナウイルス感染症対策が反映されていない。

◆実現による効果

避難所における新型コロナウイルス感染症対策の充実強化が図られる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

- (2) 大規模災害における避難時に、感染の拡大を防止するためには、避難所の運営主体である基礎自治体が自宅療養中の陽性者や疑似症の者（PCR検査結果待ちの者）の居住地情報と災害危険区域との照合結果を事前に把握しておくことが必須であるが、現行制度では保健所設置市以外の市町村においては把握することが困難であることから、早急に法制度も含めた仕組みを構築すること。

◆現状・課題

平時は市町村に個人情報を含まない自宅療養者の情報(地番や人数等)を提供し、発災時や発災が見込まれる場合は、個人情報を含む自宅療養者の情報を保健所設置市以外の市町村に提供しているほか、市町村から個別に申請があった場合は、個人情報を提供している。また、個人情報の提供については、保健師による体調の聞き取りの際に、個人情報提供の可否についてヒアリングを実施しており、疑似症や濃厚接触者のデータは提供していない。

また、新型コロナウイルス感染症に感染しているという情報は、要配慮個人情報に該当するため、条例上、収集等ができない自治体があり、解釈で対応している。また、疑似症や濃

厚接触者の情報は感染症法上で都道府県が収集する情報ではないため、法や条例に基づく収集及び提供が行えていない。

◆実現による効果

法制度が構築されることにより、各自治体の条例に基づく解釈ごとに判断している情報の扱いを統一することができ、適切な情報共有が可能になる。

また、疑似症や濃厚接触者の情報提供が条例の解釈では対応できていないため、法制度の構築により対応ができるようになる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

6 福祉

【提案内容】

提出先 厚生労働省

- (1) 高齢・障害福祉施設等について、新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のために講じる、これまでにない様々な感染防止対策に対し、報酬において十分な評価を行い、各施設等の感染防止対策の取組を推進する恒久的な仕組みを構築すること。

◆現状・課題

現在、高齢・障害福祉施設等では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、職員の毎日の健康管理や利用者の面会禁止、3密を避けるためのサービス提供、感染疑い者発生時の隔離等の徹底など、これまでにない様々な感染防止対策を講じた上でサービス提供に当たっている。

令和3年度からの介護報酬改定では、業務継続計画（BCP）策定等の感染症対策が全事業所に義務付けられるとともに報酬が+0.7%の増となったものの、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価（基本報酬に0.1%上乘せ）は令和3年9月末までとされ、恒久的な評価とはなっていない。未だ収束が見込めない中、時限措置ではない継続的な支援が必要である。

◆実現による効果

新型コロナウイルス感染症の影響による減収や追加で要する費用の発生によって、経常収支が悪化する高齢・障害福祉施設等における事業の安定実施につながる。

感染症対策への評価を充実させることにより、新型コロナウイルス感染症をはじめ、今後、未知の感染症が発生した場合にも感染拡大防止を図ることができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課、障害サービス課)

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯が介護保険料や介護サービス利用料の自己負担分の支払いが困難になるのを防ぐため、保険者（市町村）が介護保険料やサービス利用料の減免を実施した場合には、国において減免額の全額を財政支援すること。

◆現状・課題

無年金又は低年金者の場合、介護保険料や介護サービス利用料は、家族が支払っている場合があるが、その家族がコロナ禍による収入減少のため、支払いが困難になっている。こうした中で、保険者（市町村）が介護保険料や介護サービス利用料の減免を実施するためには、国からの財政支援が不可欠であり、介護保険料の減免に対しては令和2年度は全額の財

政支援があったが、令和3年度の財政支援は減免額の一部に留まっており、また、利用料の減免には国の財政支援はない。

◆実現による効果

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯の負担軽減や介護サービスの利用控えを防止することで、利用者が安心して介護サービスを利用できるようになるとともに、介護サービス事業者への支援及び保険者の介護保険財政の安定につながる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課)

- (3) 児童養護施設等や、保育所・放課後児童クラブ等の就業者の子どもを預かる施設に対して、感染予防対策を講じるための人件費等について全額国庫負担とするなど十分な支援を行うとともに、介護・障害分野と同等の慰労金（危険手当）を支給すること。

◆現状・課題

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援において、職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金などが補助メニューとされ、費用の1/2または1/3については、地方創生臨時交付金の対象になっているものの、全額国庫負担となっておらず、県負担が生じている。

また、介護・障害分野と同等の慰労金については予算措置されていない。

◆実現による効果

社会生活を維持する上で必要となる保育所・放課後児童クラブ等における感染症対策が更に充実するとともに、保育現場の負担軽減が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課、次世代育成課)

7 産業・労働

【提案内容】

提出先 内閣府、経済産業省、厚生労働省

- (1) 新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う事業者への影響を踏まえ、持続化給付金等の再度の支給、上限額の引上げ、減収要件の緩和を検討すること。

また、国の持続化補助金等の支援制度について、補助要件の緩和とともに、補助対象の拡大を検討すること。

加えて、中小企業の感染症対策や経済回復に向けた支援等を県が実施するために十分な新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の措置をすること。

◆現状・課題

<持続化給付金の再支給等について>

1年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、休業・時短要請の対象となった業種はもとより、観光・宿泊・交通関連の事業者や農林水産業をはじめ、幅広い業種の事業者には深刻な影響が顕著となっていることから、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和・企業規模に応じた支給額の引き上げ、さらに、一時支援金や月次支援金等の支給要件緩和等による事業者への財政的支援が引き続き求められている。

また、国の（小規模事業者）持続化補助金は、補助対象者が「小規模事業者支援法」に規定する小規模事業者（常時使用する従業員が、「商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）」は5人以下、サービス業のうち「宿泊業・娯楽業」、「製造業」「その他」は20人以下）に限定されている。

加えて、補助対象経費も、「チラシの作成」や「オンライン化ツールの導入」といった販路開拓の取組に要する経費に限られており、アクリル板やサーキュレーターを設置などの「感染症対策」のみでは活用できないため、支援を必要とする事業者のニーズをカバーできていない。

<十分な財源措置について>

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化やそれに伴う深刻な影響を受けている事業者に対し、国の施策を補完する県独自の感染対策や地域の実情に応じた地域経済への支援を継続的に講じることが求められているが、そのための十分な財源措置がされていない。

◆実現による効果

新型コロナウイルス感染症の感染拡大長期化に伴う影響を受けている事業者に対し、国が持続化給付金等の再度の支給や持続化補助金等の支援制度に係る補助要件の緩和等を実施することで幅広い支援を行うことができる。

（神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課）

- (2) これまで融資や補助金で事業を継続してきた中小企業に対し、業態転換の必要性など、今後の事業展開に向けた経営相談を広く実施していく必要があるため、**相談員の増員など、相談体制の充実に対する支援策を講じること。**

◆現状・課題

無利子融資などの資金繰り支援を受けた中小企業は、業績が回復しないまま融資の返済が始まると、事業の継続が困難となる。無利子融資では、多くの中小企業が据置期間を1年以内と設定しており、事業継続のためには、返済に備え、この期間中に「稼ぐ力」をつけることが求められる。

国は、令和2年度補正予算において、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業」として114億円（一次補正20億円、二次補正94億円）を措置し、よろず支援拠点の専門家や、商工会・商工会議所の経営指導員等の増員を図るなど、コロナ禍における中小企業の支援体制を強化したものの、中小企業への支援はこの1年が山場であり、このタイミングで、より手厚い、中小企業に寄り添った経営相談等を行う必要がある。

◆実現による効果

よろず支援拠点や商工会・商工会議所等の様々な支援機関が連携して、多くの事業者からの相談にきめ細かく対応することで、中小企業の事業継続を後押しすることができる。

（神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課）

(3) 雇用調整助成金の特例措置及び休業支援金・給付金の対象期間の更なる延長を図ること。

また、特に休業支援金・給付金については、更なる周知を図ること。

◆現状・課題

雇用調整助成金の特例措置及び休業支援金の対象期間については、緊急事態宣言が解除された時点では解除の翌月末までとされていたが、その後、延長された。

しかし、今後、需要や消費の回復には相当の期間を要するとの見方もあり、雇用に対する影響も懸念され、休業支援金・給付金については、十分活用されていないとの指摘もあることから、マスメディアの活用など様々な媒体を通じ、普及・啓発を行うことで、利用促進を図る必要がある。

◆実現による効果

雇用調整助成金の特例措置及び休業支援金の対象期間を更に延長することで、需要や消費が一定程度に回復するまで、雇用への影響を軽減し、失業者の増加を抑止するとともに、シフト減を含む休業に対する支援により生活困難に陥る者の救済を図ることができる。

(神奈川県担当課：産業労働局雇用労政課)

8 教育

【提案内容】

提出先 文部科学省

新型コロナウイルス感染症収束の見通しが立たないことから、児童・生徒の学びの保障に向けて、引き続き学校における感染症対策の徹底や教育活動の充実に向けた取組に対する十分な財政措置を行うこと。

特に、義務教育段階で一人一台のICT端末が措置されたことを受け、高等学校段階においてもその環境の継続を実現できるよう、必要な財政措置を行うこと。

◆現状・課題

新型コロナウイルス感染症に対応するため、学校においてはオンライン授業の実施や消毒作業を引き続き実施しており、未だ収束が見込めない中、継続的な支援が求められる。

また、本県の県立高等学校においては、BYODによる一人一台の環境を実現しているが、多くの生徒が使用するスマートフォンは、画面の大きさなどの点で国の示す学習者用コンピュータの標準仕様を満たしていない。今後、義務教育段階で一人一台端末の環境で学んだ生徒が入学してくる中、高校段階における同様の環境を提供することができない状況である。

◆実現による効果

新型コロナウイルス感染症へ適切な対応を行いつつ、ICT機器の整備を進めオンライン授業の実施環境を整えることで、生徒の安全・安心と義務教育段階から引き続いての学びの保障の両立を図ることができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局私学振興課、教育局高校教育課)